

「諸雑費及び端数処理」に関する改定について

「諸雑費及び端数処理」に関する改定

工事

5. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単価表の合計金額は、原則として各単価表に示す単位当り単価とし、諸雑費率による端数処理は行わない。

① 単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

② 単位数量当りの単価表の合計金額が、単位数量が1及び10の場合は10円単位となるよう5～14円の端数を、単位数量が100の場合は100円単位となるよう50～149円の端数を、単位数量が1,000の場合は1,000円単位となるよう500～1,499円の端数を計上する。

③ 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

③ 1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

④ 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切り捨てし、第2位とする。

⑤ また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切り捨てし、1円までとする。

④ 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。・・・(※1)

⑤ 3) 冬期歩掛補正（第I編第2章③.(8)）や時間的制約を受ける場合（第I編第7章①）などの労務費の補正については、特に定めのある場合を除き、補正後の労務単価は、1の位を四捨五入し10円単位とする。1円未満を切り捨てし、1円までとする。・・・(※2)

④ 4) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。

⑤ 5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。

⑥ 6) 工事価格（木工事、附帯工事等一括発注の場合、費目ごとの工事価格。）は10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

(※1)・・・「3. 労務費(1) 所要人員」に記載の「算定により算出される所用人数は小数点第3位を四捨五入して2位止めとする。」は削除

(※2)・・・「I-2-②-34 (8) 冬期歩掛補正7)」に記載の「冬期補正設計労務単価は、1の位を四捨五入して10円単位とする。」は削除

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
養生工（一般養生） S1925 無筋構造物	10	m3			施工 第0-0001号表
土木一般世話役 [0.771]	0.08	人	29,790	2,383	R0010
	0.080		29,784	2,382.72	
普通作業員 [0.847]	0.25	人	22,440	5,610	R0030
	0.250		22,440	5,610	
諸雑費	10.00	%	7,993	799	#01
	10.000		7,992.72	798.28	#09
*** 合計 ***	10	m3		8,792	
				8,791	
*** 単位当たり ***	1	m3		879	
				879.1	
A=1 一般養生 B=1 無筋構造物 C=1 土木工事標準積算基準 II-4-①-11					

諸雑費率による単価表の合計金額の端数処理は行わない
(例: 7,993 × 10% = 799.3 ⇒ 799)

① 単位数量当りの単価表の合計金額が「有効数字4桁」になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上
(例: 諸雑費(調整前) = 7,992.72 × 10% = 799.272 ⇒ 799.27 ... (ア)
単位数量当りの合計金額 = 7,992.72 + 799.27 = 8,791.99 ⇒ 8,791 (有効数字4桁)
⇒ 切り捨てた額 0.99 ... (イ)
(ア)から(イ)を控除 諸雑費 = 799.27 - 0.99 = 798.28

歩掛表に諸雑費率の指定がある場合「#09」

【凡例】

黒字 : 現行

赤字 : 1/20改定

青字 : 11/15改定

「諸雑費及び端数処理」に関する改定

施工内訳表

工事

5. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単価表の合計金額は、原則として各単価表に示す単位当り単価とし、諸雑費率による端数処理は行わない。

① 単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

② 単位数量当たりの単価表の合計金額が、単位数量が1及び10の場合は10円単位となるよう5～14円の端数を、単位数量が100の場合は100円単位となるよう50～149円の端数を、単位数量が1,000の場合は1,000円単位となるよう500～1,499円の端数を計上する。

③ 単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

③ 1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

④ 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切り捨てし、第2位とする。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切り捨てし、1円までとする。

④ 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。・・・(※1)

⑤ 3) 冬期歩掛補正（第I編第2章③.(8)）や時間的制約を受ける場合（第I編第7章①）などの労務費の補正については、特に定めのある場合を除き、補正後の労務単価は、1の位を四捨五入し10円単位とする。1円未満を切り捨てし、1円までとする。・・・(※2)

④ 4) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。

⑤ 5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切り捨てし、1,000円単位とする。

⑥ 6) 工事価格（木工事、附帯工事等一括発注の場合、費目ごとの工事価格。）は10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

(※1)・・・「3. 労務費(1) 所要人員」に記載の「算定により算出される所用人数は小数点第3位を四捨五入して2位止めとする。」は削除

(※2)・・・「I-2-②-34 (8) 冬期歩掛補正7)」に記載の「冬期補正設計労務単価は、1の位を四捨五入して10円単位とする。」は削除

数量×単価＝金額は1円まで1円未満は切り捨て（例：0.12×29,790＝3,574.8≒3,574）

数量×単価＝金額は小数第3位を切り捨て第2位（例：0.116×29,784＝3,454.944≒3,454.94）

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考	
大型土のう設置 S5705 作業半径 6m以下	10	袋			施工 第0-0002号表	
土木一般世話役 [0.771]	0.12	人	29,790	3,574	R0010	
			0.116	29,784	3,454.94	
特殊作業員 [0.783]	0.12	人	28,250	3,390	R0020	
			0.116	28,254	3,277.46	
普通作業員 [0.847]	0.12	人	22,440	2,692	R0030	
			0.116	22,440	2,603.04	16,416
バックホウ運転（クレーン機能付） 機-28 加-5型 2.9t吊 山積0.8m3（平積0.6m3）	0.12	日	56,340	6,760	SK728	
			0.116	56,340	6,535.44	施工 第0-0003号表
諸雑費	1	式		4	#10	
				9.12	#99	
*** 合計 ***	10	袋		16,420		
				15,880		
*** 単位当たり ***	1	袋		1,642		
				1,588		
1の位を四捨五入 10円単位(例:29,200×1.02(週休2日補正)=29,784≒29,780)						
1円未満を切り捨て 1円単位(例:29,200×1.02(週休2日補正)=29,784)						
世話役=1×10/86=0.116 特殊作業員=1×10/86=0.116 普通作業員=1×10/86=0.116 機械運転 =10/86 =0.116					歩掛表に諸雑費率の指定が無い場合「#99」	

【凡例】

- 黒字 : 現行
- 赤字 : 1/20改定
- 青字 : 11/15改定

「諸雑費及び端数処理」に関する改定

5. 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2) 単価表

(イ) 単価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単価表の合計金額は、原則として各単価表に示す単位当り単価とし、諸雑費率による端数処理は行わない。

単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

(ロ) 単価表（歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合）

単位数量当たりの単価表の合計金額が、単位数量が1及び10の場合は10円単位となるよう5～14円の端数を、単位数量が100の場合は100円単位となるよう50～149円の端数を、単位数量が1,000の場合は1,000円単位となるよう500～1,499円の端数を計上する。

単位数量当たりの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理

1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切捨てし、第2位とする。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円までとする。

2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。

3) 冬期歩掛補正（第I編第2章②3.（8））や時間的制約を受ける場合（第I編第7章④）などの労務費の補正については、特に定めのある場合を除き、補正後の労務単価は、1の位を四捨五入し10円単位とする。1円未満を切捨てし、1円までとする。

4) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。

5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。

6) 工事価格（本工事、附帯工事等一括発注の場合、費目ごとの工事価格。）は10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

【凡例】

黒字：現行

赤字：1/20改定

青字：11/15改定

本工事費内訳表

工事

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費				13,040,000	
共通仮設費（率）				2,413,000	2009
		式		2,413,704	
対象額…… $2413704=13040000 \times 0.1851$ 率…… $13,040,000 \div 0.1780$				2,413,000	
				2,413,704	
共通仮設費計				2,413,000	
				2,413,704	
純工事費				15,453,000	
				15,453,704	
現場管理費				6,434,000	
対象額…… $6434922=15453704 \times 0.4164$ 率…… $15,453,704 \div 0.3928$				6,434,922	⑥
		式		6,434,922	
工事原価				21,887,000	
				21,888,626	
一般管理費				4,463,000	
対象額…… $4469656=21888626 \times 0.2038$ 率…… $21,888,626 \div 0.2038$				4,469,656	
		式		4,469,656	
工事価格				26,350,000	
				26,358,282	
工事価格（まるめ）				26,350,000	
				26,358,000	
消費税等相当額				2,635,000	
対象額…… $2635800=26358000 \times 0.10$ 率…… $26,358,000 \div 0.1000$				2,635,800	
		式		2,635,800	
工事費計				28,985,000	
				28,993,800	

$$4,469,324 = 21,887,000 + 0.2038 + 8,754$$

対象額……21,887,000 契約保証分……8,754
率……0.2038

一般管理費（まるめ計算）
工事価格21,887,000 + 4,469,324 = 26,356,324
≈ 26,350,000（10,000円単位）
6,324円を一般管理費から控除

$$4,469,324 - 6,324 = 4,463,000$$

「諸雑費及び端数処理」に関する改定

2-2 端数処理等の方法

(1) 数量

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。なお、運転時間については小数第1位（小数第2位四捨五入）まで算出する。

(2) 歩掛

歩掛に補正を行う場合、各区分における歩掛数量を合計したものに補正係数を乗じた歩掛数量は、補正を行う前の数値（以下四捨五入）とする。

(3) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(4) 補正係数及び変化率

補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(5) 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。

(6) 雑品（地質調査業務についてのみ）

雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(7) 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

1) 土木設計業務等

原則として、端数処理は行わない。

2) 測量業務及び地質調査業務

単位数量当り単価の場合、有効数字4桁（5桁目を降切捨て）とする。

(8) 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

(9) 諸経費

諸経費は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(10) 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(11) 業務価格

業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

【凡例】

黒字：現行

赤字：1/20改定

青字：11/15改定

施工内訳表

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
現地踏査（路線測量）	1	km			施工 第0-0001号表
SA105 平地 耕地					
測量技師補（外費） [5.5%]	1.600	人	(47,100) 47,100	(75,360) 75,360	R1020
測量技師補（外費） [5.5%]	1.400	人	(36,900) 36,900	(51,660) 51,660	R1030
機械経費	2.000	%	127,020	2,540	#01
材料費	7.000	%	127,020	8,891	#01
変化率			(127,020) 138,451	(127,020) 138,451	-00 138451*1
*** 単位当たり ***	1	km		(127,020) (127,000) 138,451 138,400	
A=1 平地 B=3 耕地 C=3 1千台未満 / 1.2時間 D=1 設計業務等標準積算基準 1-2-1.6					
変化率 =1+0.000+0.000=1.000 地形 =0.000 交通量=0.000					

単価表の合計金額の端数処理は行わない

単位数量当りの単価表の合計金額が「有効数字4桁」になるように5桁目を切り捨てる
 (例: 単位数量当りの合計金額=138,451⇒138,400(有効数字4桁)
 ⇒ 切り捨てた額 0.51

測量及び試験費内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
29923=5343570*0.0056 円止め 対象額.....5,343,570 率.....0.0056				29,923	
直接経費計				29,923	
直接測量費計				(5,343,570) 5,620,762	
諸経費 3957016=5620762*0.704 対象額.....5,620,762 率.....0.7040				3,949,238	⑥
		式		3,957,016	
測量業務価格				9,570,000	
				9,577,778	
業務委託料 (まるめ)				9,570,000	
				9,577,000	
業務価格計				9,570,000	
				9,577,000	
消費税等相当額計 957000=9570000*0.10 対象額.....9,570,000 率.....0.1000				957,000	
		式		957,700	
委託費計				10,527,000	
				10,534,700	

【凡例】

- 黒字 : 現行
- 赤字 : 1/20改定
- 青字 : 11/15改定

2-2 端数処理等の方法

(1) 数量

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位(小数第4位四捨五入)まで算出する。なお、運転時間については小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。

(2) 歩掛

歩掛に補正を行う場合、各区分における歩掛数量を合計したものに補正係数を乗じた歩掛数量は、補正を行う前の数値(以下四捨五入)とする。

(3) 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

(4) 補正係数及び変化率

補正係数及び変化率は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。

(5) 金額

各構成要素の金額(設計数量×単価)は1円単位(1円未満切捨て)とする。

(6) 雑品(地質調査業務についてののみ)

雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位(1円未満切捨て)とする。

(7) 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

⑤ 1) 土木設計業務等

原則として、端数処理は行わない。

2) 測量業務及び地質調査業務

単位数量当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切捨て)とする。

(8) 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

(9) 諸経費

諸経費は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

(10) 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数(α/(1-α)など)の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。

⑥ (11) 業務価格

業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

$$3,957,016 = 5,620,762 * 0.7040$$

対象額.....5,620,762 率.....0.7040
一般管理費(まるめ計算)
業務価格5,620,762+3,957,016=9,577,778
≒9,570,000(10,000円単位)
7,778円を諸経費から控除

$$3,957,016 - 7,778 = 3,957,238$$